

試験の科目及び基準について

学科試験及び実地試験の科目は、施工技術検定規則において、次のとおり定められている。

種目	試験区分	科目
建設機械施工	学科試験	土木工学、建設機械原動機、石油燃料、潤滑剤、建設機械、建設機械施行法、法規
	実地試験	トラクター系建設機械操作施工法等、建設機械組み合わせ施工法
土木施工管理	学科試験	土木工学等、施工管理法、法規
	実地試験	施工管理法
建築施工管理	学科試験	建築学等、施工管理法、法規
	実地試験	施工管理法
電気工事施工管理	学科試験	電気工学等、施工管理法、法規
	実地試験	施工管理法
管工事施工管理	学科試験	機械工学等、施工管理法、法規
	実地試験	施工管理法
造園施工管理	学科試験	土木工学等、施工管理法、法規
	実地試験	施工管理法

- 電気通信工事施工管理の科目について、他の種目と同様の設定としてはどうか。
- 電気通信工事において、特段、配慮すべき事項はあるか。

電気通信工事施工管理	学科試験	電気通信工学等、施工管理法、法規
	実地試験	施工管理法

試験基準(電気工事施工管理の例)

【施工技術検定規則】

(試験の科目及び基準)

第一条 一級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第一に、二級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。

別表第一(電気工事施工管理 抜粋)

種目	試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
電気工事 施工管理	学科試験	電気工学等	1 電気工事の施工に必要な電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等(以下「電気設備」という。)に関する一般的な知識を有すること。 3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。
		施工管理法	電気工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。
		法規	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。
	実地試験	施工管理法	設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。

試験科目(電気工事施工管理の例)

別表第二 (電気工事施工管理 抜粋)

種目	試験区分	二級技術検定試験科目	二級技術検定試験基準
電気工事 施工管理	学科試験	電気工学等	1 電気工事の施工に必要な電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 電気設備に関する概略の知識を有すること。 3 設計図書を正確に読み取るための知識を有すること。
		施工管理法	電気工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。
		法規	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。
	実地試験	施工管理法	設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。

電気通信工事において、学科試験の電気通信工学等の試験基準として、次の内容を整理する必要がある。

- 1 電気通信工事の施工に必要な技術の分野
- 2 電気通信設備の内容

電気通信設備の内容

- 既存の技術検定の試験基準に求めている設備の内容は建設工事の種類別に定めた**建設工事の内容**に基づいている。
- 電気通信工事の技術検定の試験基準においても、**同様の考え方で整理**してはどうか。
- 電気通信工事において、特段、配慮すべき事項はあるか。

【建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める(告示)】

建設業法(昭和四十七年法律第百号)第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。

建設工事の種類	建設工事の内容
電気工事	発電設備、受変電設備、配送電設備、構内電気設備等を設置する工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等 の電気通信設備を設置する工事

電気通信工事に必要な技術分野

他の種目における必要な技術分野は、下表のとおり規定されている。(施工技術検定規則)

	土木工学	電気工学	機械工学	建築学	衛生工学	園芸学
土木、建築、 電気工事施工管理	○	○	○	○		
管工事施工管理		○	○	○	○	
造園施工管理	○	○	○	○		○

- 電気通信工事の施工には、**電気通信工学**の知識が必要であり、関連する技術分野として、**電気工学**、**土木工学**、**建築学**、**機械工学**の知識が必要と整理してはどうか。
- 電気通信工事において、特段、配慮すべき事項があるか。

	土木工学	電気工学	機械工学	建築学	衛生工学	園芸学	電気通信工学
土木、建築、 電気工事施工管理	○	○	○	○			
管工事施工管理		○	○	○	○		
造園施工管理	○	○	○	○		○	
電気通信工事 施工管理	○	○	○	○			○

電気通信工事の技術検定試験基準(案)

○ 以上の検討結果を踏まえて、電気通信工事の技術検定試験基準(案)を次のとおり整理してはどうか。

施工技術検定規則 別表第一 (追加案)

種目	試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
電気通信 工事施工 管理	学科試験	電気通信工学等	1 電気通信工事の施工に必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等(以下「電気通信設備」という。)に関する一般的な知識を有すること。 3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。
		施工管理法	電気通信工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。
		法規	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。
	実地試験	施工管理法	設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。

別表第二 (省略)